

四	三	二	一	行 平 省 ○
發 行 方 法	用 振 替 法 の 適	の 法 発 号 名	條 律 行 称	平 条 成 件 第 三 十 九 次 九 年 六 月 七 と 月 六 日 告 示
		項 及 の び 根 そ 抠	及 び 記	國 債 の 発 行 等 第 五 百 九 十 五 条 第 十 一 令 行 項 へ

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財二利
 市め別つ入入。へ格替適下へ債項律計号法め営四政回付
 場る参て札札に以を機用一平、第ニ～律のに号法～國庫
 特も加、と発よ下競闘を振株式必～へ
 別の者財同行る「争は受替十三年債要第昭
 参にご務時「発価に日け法等の成のな四和
 加よと大にと行格付本る「と号法第二發財条二
 者るに臣行いへ競し銀もとい律一十行源第十
 ・発応がわう以争て行のう。麻生
 第行募各れ。下入行とと。四平並年特確項年
 I(限国る、「札わすし。」七
 非下度債入価価「れる、の十成び法例保及法
 価下額市札格格とる。そ規六十に律にをび律
 格国を場で競競い入の定。条九特第關圖財第
 第年別百する政三第年別百する政三十

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

公必億つ定う億額
 債要五いにち円面
 のな千て基、金
 発財八はづ財額
 行源百、き政で
 のの十額発法一
 特確万面行第兆
 例保円金し四九
 にを、額た条千
 関図財で利第八
 する政三付一百
 るた運百国項七
 法め営二債の十
 律のに十に規三

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者発応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募一
 非下額市札入とい
 価一を場でのう
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特
別		債	札	格	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	
参	市	發	競	金	札	格	第	参	市	札	格	第	参	市	
加	場	行	争	額	發	競	II	加	場	發	競	I	加	場	

万二二千五百三十八億四五千七百七十九十萬円 でた条特円いに關國財四額た条特万六付一行源予百面行第二利第別へて基する政十で利第別円千国項のの算五金し三千付一會平、づるた運五二付一會へ九債の特確分十額た条百国項計成額き法め營万千国項計平百に規例保一五で利第二債のに二面發律のに円六債のに成四つ定にを、万九付一十に規関十金行第公必百に規関二十いに關國財円千国項七つ定す九額し三債要八つ定す十八て基する政へ九債の億いにる年でた条のな十いにる九億はづるた運平百に規円て基法度二利第發財六て基法年度五、き法め營成十つ定、づ律予千付一行源億はづ律年度千額發律のに二七いに額き第算百国項のの四、き第予算二面行第公必十億て基面發四分十債の特確千額發四分百金し三債要八四はづ金行十八に規例保四面行十九額た条のな年千、き額し六億つ定にを百金し六、十で利第發財度四額發

十 十 三 二	口 イ 一	發	九 八	ハ
初利入価・別債行争非者特国入価發			振額最	
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行			替 低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者	
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価			額 入 価 ・ 別 債 入 価 ・	
子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 行 争 格 日			单 面 札 格 第 参 市 札 格 第	
平 年	錢 額 錢 額	平 す 額 の 振	位 金 發 競 II 加 場	位 金 發 競 I
成 ○	面 以 面	成 る の 記 替	五 万	万 二 千
二 ·	金 上 金	二 ° 整 載 法	万 円	百
十 一	額 の 額	十 数 又 の		四
九 パ	百 そ 百	九 倍 は 規		十
年 一	円 れ 圓	年 の 記 定		四
十 セ	に ぞ に	六 金 錄 に		億
二 ン	つ れ つ	月 額 は よ		六
月 ト	き の き	二 に 、 る		千
二 十	百 応 百	十 よ 最 振		五
日	円 募 円	日 る 低 替		百
を 支	八 価 八	も 額 口		四
	十 格 十	の 面 座		十
	三 二	と 金 簿		一

十 九 十 八 十 七 六 十 五

後 第
の 二
利 期
子 以

平 財 日 額 平 る い 日 每
成 務 本 面 成 利 て を 年
二 大 銀 金 三 子 、 支 六
十 臣 行 額 十 を そ 払 月
九 か 百 四 支 の 期 二
年 ら 円 年 払 日 と 十
六 通 に 六 う 以 し 日
月 知 つ 月 。 前 、 及
二 通 き 二 六 各 び
十 受 百 十 月 支 十
日 け 円 日 間 払 二
た 者 に 期 月
者 属 に 二
す お 十

規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 た 期
す 次 そ が 金 と
る 号 の 銀 額 し
期 及 翌 行 を 、
日 び 営 休 支 次
に 第 業 業 払 の
つ 十 日 日 う 算
い 五 に に 。 式
て 号 支 当 た に
同 に 払 た だ よ
じ お う る し り
。 い へ と 、 算
て 以 き 支 出

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$